

第

6

章

「低炭素」：脱炭素社会につながる

高度な低炭素社会の構築

亀山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

及び亀山市気候変動適応計画

第6章 「低炭素」…
脱炭素社会につながる高度な低炭素社会の構築



第6章「低炭素」：脱炭素社会につながる高度な低炭素社会の構築

(亀山市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)及び亀山市気候変動適応計画)

近年の猛暑による熱中症患者の増加や大雨の発生数の増加による甚大な土砂災害の発生など、地球温暖化による気候変動の影響は私たちの身近なところで実際に感じられるようになってきました。

このまま地球温暖化が進めば、こうした影響はますます拡大し、私たちの暮らしは更に多くの、また大きなリスクにさらされることになります。

こうした事態を緩和するためには、地球温暖化の原因となる温室効果ガス(二酸化炭素)(※)の排出抑制が不可欠であるとともに、気候変動による被害の回避・軽減など適応の取組が必要です。

本章では、地球温暖化の原因となる温室効果ガス(二酸化炭素)の排出量を減らすとともに、気候変動の影響に適応するために必要な施策について記載しています。

※「温室効果ガス」温室効果をもたらす気体のことで、主な温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスがあります。

このうち、二酸化炭素は地球温暖化に及ぼす影響がもっとも大きな温室効果ガスです。石炭や石油の消費、セメントの生産などにより大量の二酸化炭素が大気中に放出されます。また、大気中の二酸化炭素の吸収源である森林が減少しています。これらの結果として大気中の二酸化炭素は年々増加しています。

「低炭素」：脱炭素社会につながる高度な低炭素社会の構築について

(1)「低炭素」に関する現況

2015(平成27)年12月にフランス・パリで開催された第21回国連気候変動枠組条約締約国会議(COP21)において、地球温暖化対策の新たな国際的枠組みである「パリ協定」が合意に至りました。

パリ協定においては、産業革命以降の世界の平均気温上昇を2℃よりも十分下方に抑えるとの目的及び1.5℃に抑える努力の追求などが目標として設定されました。

また、国内においても、さらに、2020(令和2)年10月には、国会において「2050(令和32)年までに国内の温室効果ガス排出を実質ゼロにする」ことが表明されるなど、脱炭素社会に向けた取組が加速しています。

三重県においても、2019(令和元)年12月には「2050年までに、県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロ」を目指すことを主旨とする「ミッションゼロ2050みえ～脱炭素社会の実現を目指して～」が宣言されており、脱炭素社会に向けて、「2

050（令和32）年二酸化炭素排出実質ゼロ」に取り組むことを表明する地方公共団体が増えつつあります。

脱炭素社会の実現に向け、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーである太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスなどの再生可能エネルギーの利用の促進が図られています。

こうした取組の一方、地球温暖化の影響は、猛暑や災害といったかたちで、身近に感じられるようになっており、これら気候変動の影響への適応が必要となっています。

本市においても低炭素社会（二酸化炭素の排出が少ない社会）の実現に向け2008（平成20）年度に策定した「亀山市地球温暖化防止対策地域推進計画」に基づき、環境家計簿「エコライフチェック」の取組を進めるとともに、2013（平成25）年度に策定した「亀山市地球温暖化防止対策実行計画【区域施策編】」に基づき、亀山市環境活動ポイント制度（オール亀山ポイント：AKP）などの取組を進め、市民の自発的な省エネルギー行動等を促進し、地球温暖化防止対策に取り組んできました。

（表6-1）亀山市環境活動ポイント制度（AKP）実績

年度	区分	応募 (件)	報告 (件)	CO ₂ 削減量				
				合計 (kg-CO ₂)	小計 (kg-CO ₂)			ガス
					電気	水道		
2018 (H30)	新規	152	73	16,822	9,416	7,223	250	1,943
	継続	150	121		7,406	5,707	119	1,580
2019 (R1)	新規	153	87	17,763	9,915	8,130	674	1,111
	継続	164	146		7,848	18,637	81	-10,870

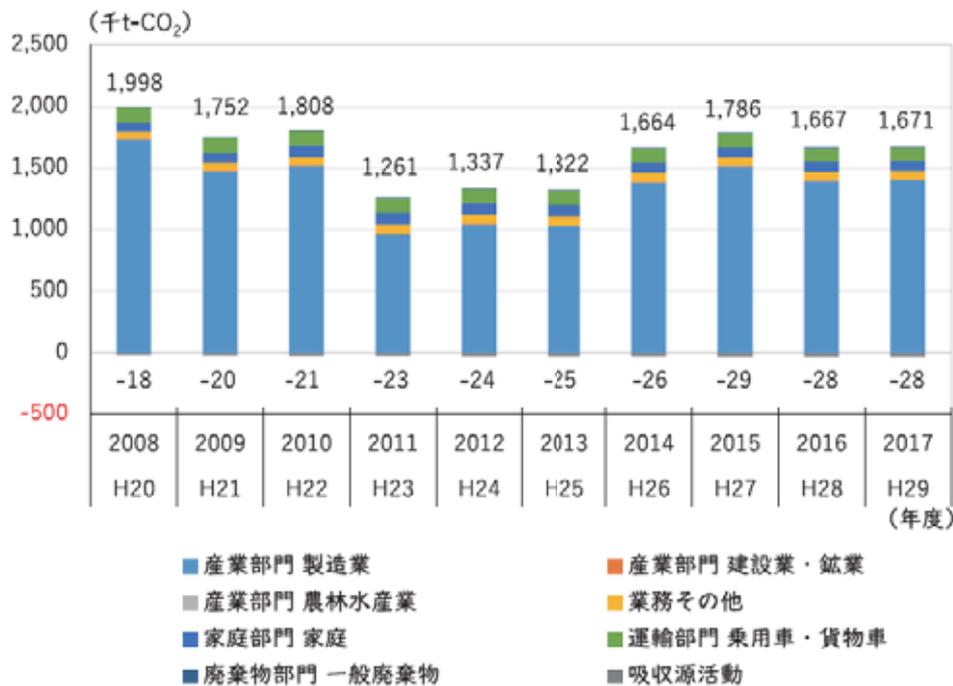
こうした温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量の削減による地球温暖化の緩和の取組と地球温暖化による気候変動の影響への適応の取組は、今後も途切れることなく続けていく必要があります。

1) 本市の温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の状況

二酸化炭素排出量については、2008（平成20）年度をピークに2011（平成23）年度にかけて年々増減を繰り返しつつ減少傾向でしたが、その後は増加傾向に転じ、2015（平成27）年度まで上昇が続いています。直近3ヶ年ではやや減少の傾向となっています。

内訳を見ると、産業部門（製造業）が約8割を占め、次いで運輸部門、家庭部門、業務その他部門となっており、その他はいずれも僅かな割合となっています。

（図 6-1）市全体の二酸化炭素排出量の推移



（表 6-2）市全体の二酸化炭素排出量の推移

(単位: 千t-CO₂)

区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	
	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	
産業部門	製造業	1,730	1,474	1,515	960	1,040	1,026	1,383	1,511	1,393	1,404
	建設業・鉱業	3	3	3	3	4	4	4	4	4	3
	農林水産業	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2
業務その他	62	66	67	76	74	75	71	70	71	66	
家庭部門	70	81	94	96	94	95	86	82	84	83	
運輸部門	125	122	121	118	117	115	112	111	108	107	
廃棄物部門	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
合計	1,998	1,752	1,808	1,261	1,337	1,322	1,664	1,786	1,667	1,671	
吸収源活動	-18	-20	-21	-23	-24	-25	-26	-29	-28	-28	

注) 「合計」の数値には、「吸収源活動」による吸収量は含まれていない。

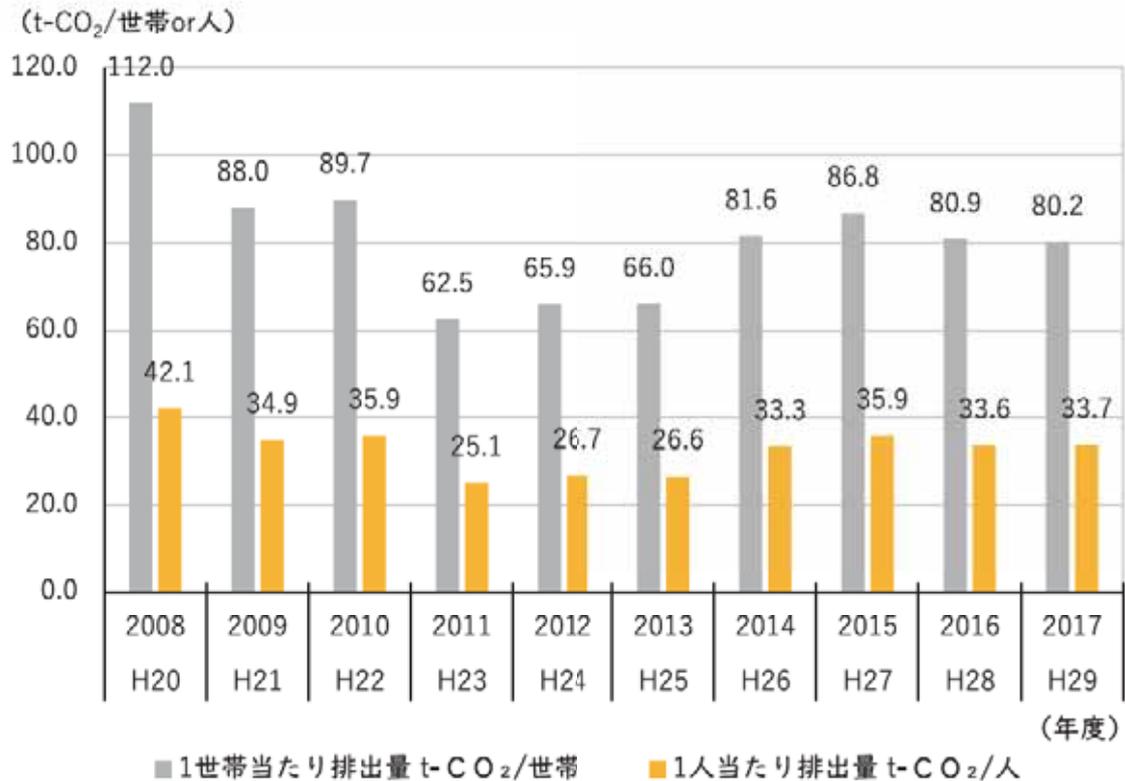
出典: 政府統計より算出

第6章 「低炭素」… 高度な低炭素社会の構築につなげる

2) 本市における1世帯・1人当たりの二酸化炭素排出量

本市における1世帯・1人当たりの二酸化炭素排出量についても、市全体の二酸化炭素排出量と同様に推移しており、2017（平成29）年度では、1世帯当たり80.2（t-CO₂）1人当たり33.7（t-CO₂）となっています。

（図6-2）本市における1世帯・1人当たりの二酸化炭素排出量

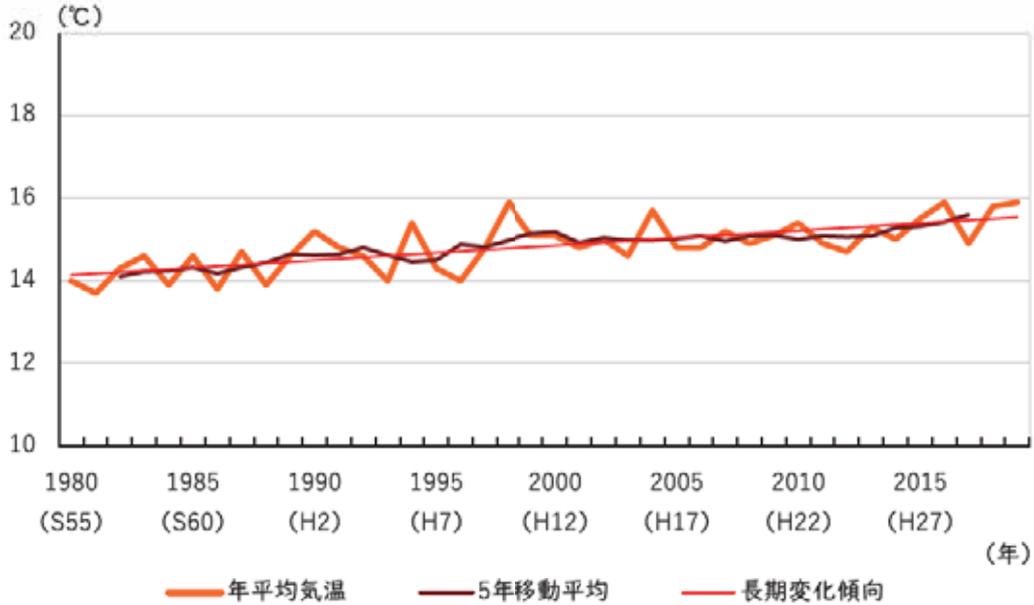


出典：政府統計より算出

3) 本市の気温の推移

1980年代(1980(昭和55)~1989(平成元)年)の平均値は14.2℃でしたが、2010年代(2010(平成22)~2019(令和元)年)は15.3℃と約1.1℃上昇しています。

(図6-3) 本市の気温の推移

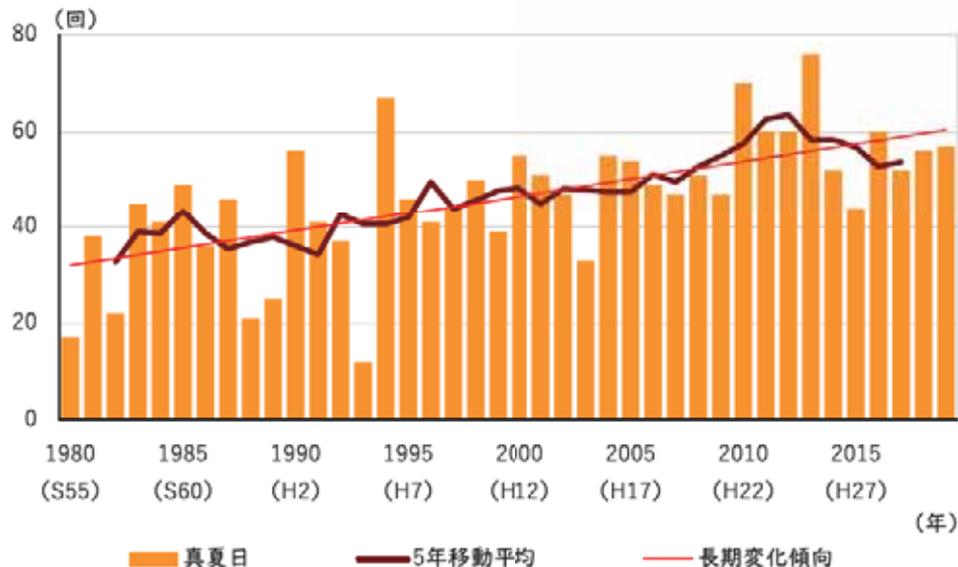


出典：気象庁発表資料を基に作成

4) 本市における真夏日の発生回数の推移

本市では1980年代(1980(昭和55)~1989(平成元)年)の平均値は34.0回/年でしたが、2010年代(2010(平成22)~2019(令和元)年)には58.7回/年と24.7回/年増加しています。

(図6-4) 本市における真夏日の発生回数の推移



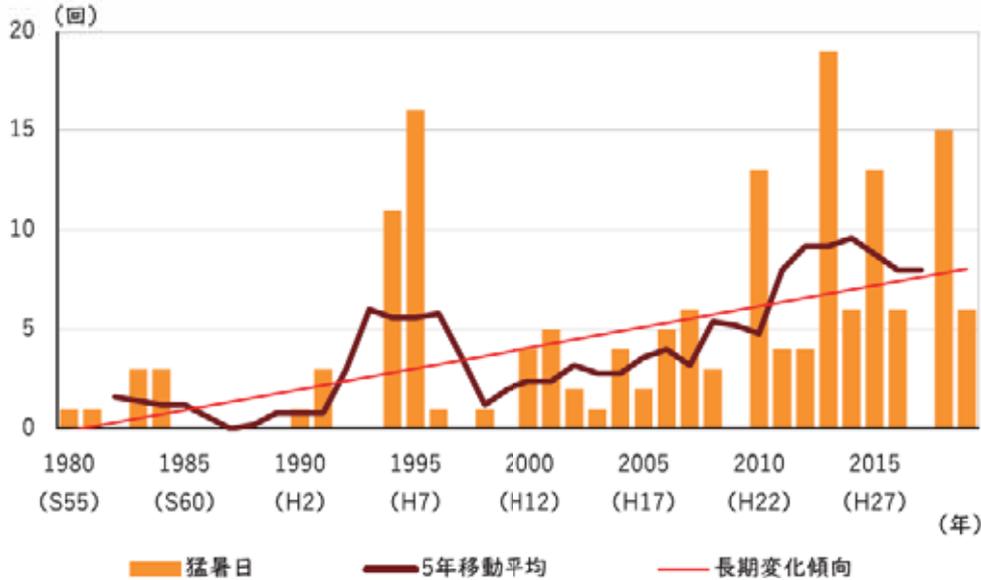
出典：気象庁発表資料を基に作成

第6章 「低炭素」… 高度な低炭素社会の構築につながる

5) 本市における猛暑日の発生回数の推移

本市では1980年代(1980(昭和55)~1989(平成元)年)の平均値は0.8回/年でしたが2010年代(2010(平成22)~2019(令和元)年)には8.6回/年と7.8回/年増加しています。

(図6-5) 本市における猛暑日の発生回数の推移

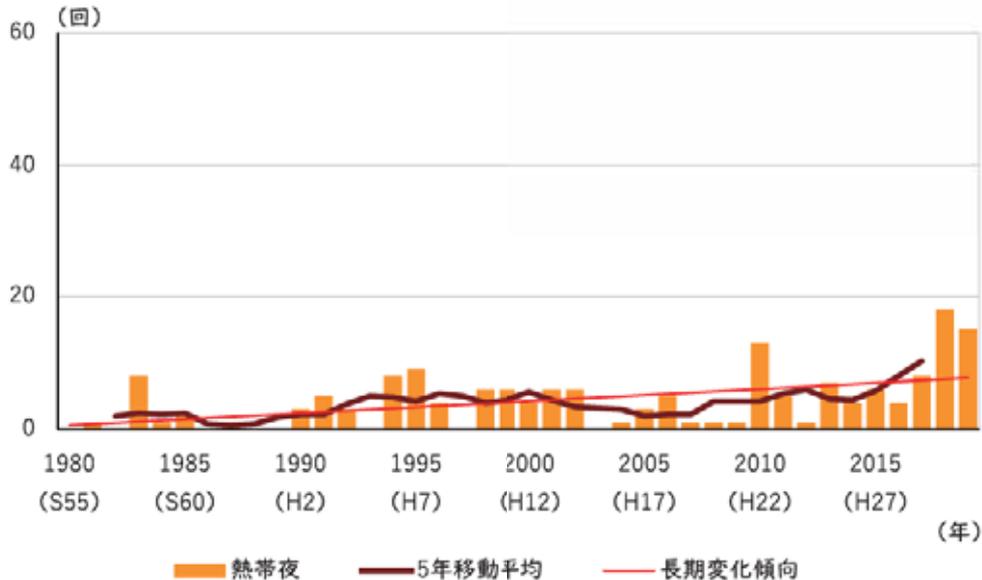


出典：気象庁発表資料を基に作成

6) 本市における熱帯夜の発生回数の推移

本市では1980年代(1980(昭和55)~1989(平成元)年)の平均値は1.3回/年でしたが2010年代(2010(平成22)~2019(令和元)年)には8.1回/年と6.8回/年増加しています。

(図6-6) 本市における熱帯夜の発生回数の推移

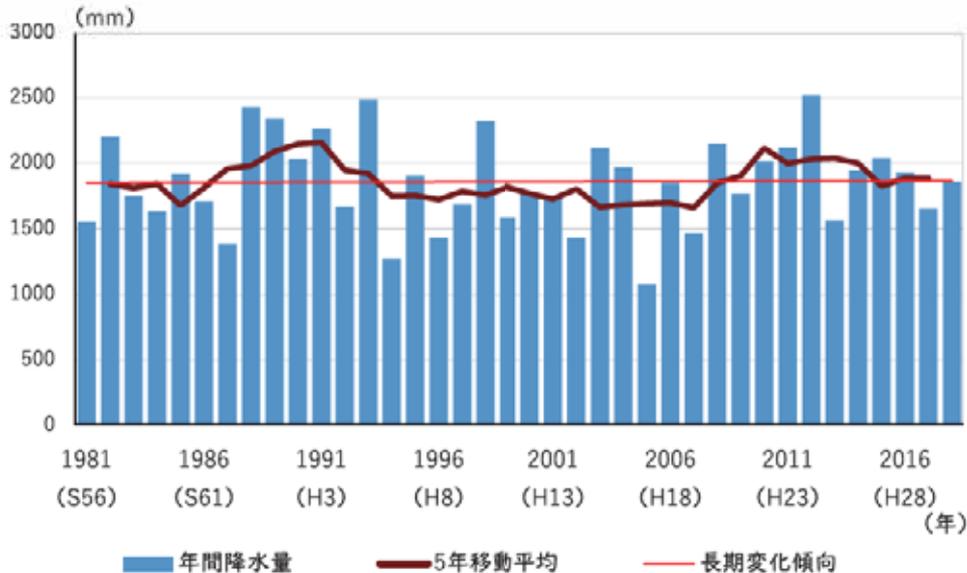


出典：気象庁発表資料を基に作成

7) 本市における年間降水量の推移

本市における年間降水量の推移について、1980年代（1980（昭和55）～1989（平成元）年）の平均値は1,900mm、2010年代（2010（平成22）～2019（令和元）年）の平均値は1,958mmと大きな変化は認められません。

（図 6-7）本市における年間降水量の推移

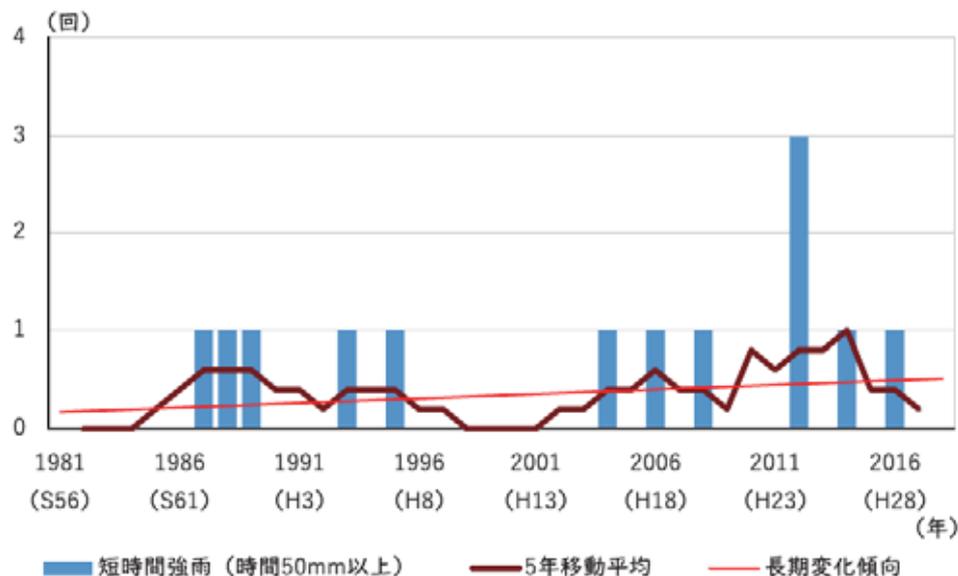


出典：気象庁発表資料を基に作成

8) 本市における1時間降水量50mm以上の短時間強雨発生回数の推移

本市における短時間強雨の発生回数は、1980年代（1980（昭和55）～1989（平成元）年）の平均値は1回/年未満、2010年代（2010（平成22）～2019（令和元）年）の平均値も1回/年未満と大きな変化は認められませんが、より短時間でみると、強雨の発生が増加している可能性があります。

（図 6-8）本市における短時間強雨発生回数



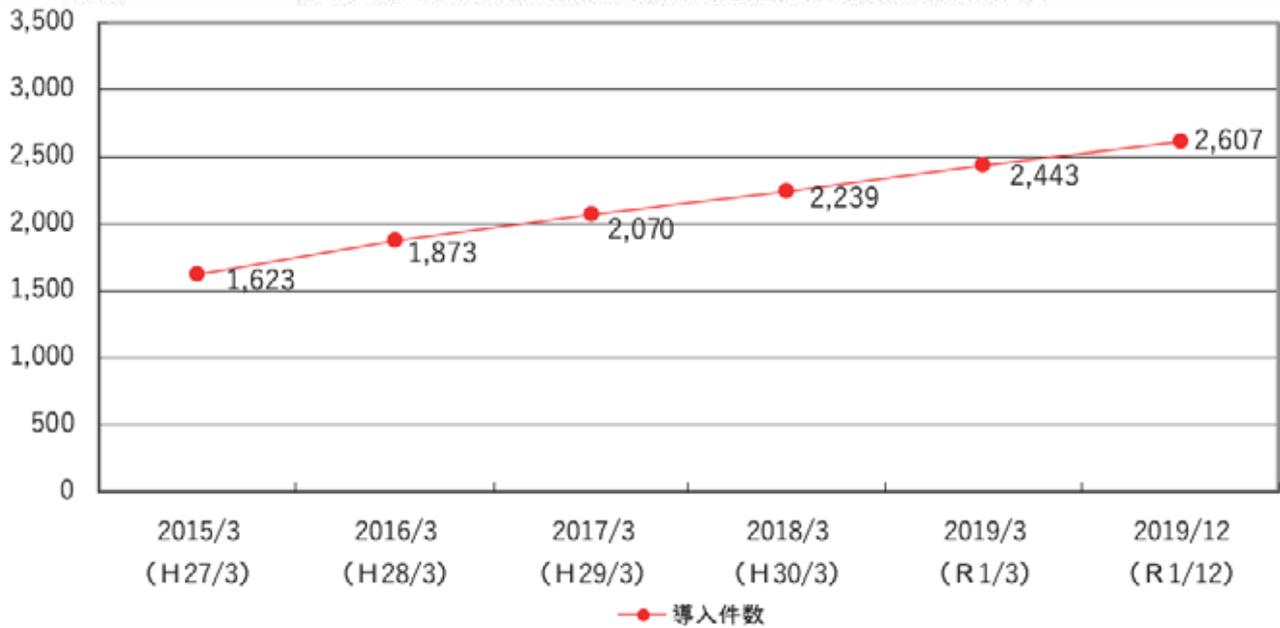
出典：気象庁発表資料を基に作成

9) 本市における再生可能エネルギーの導入状況

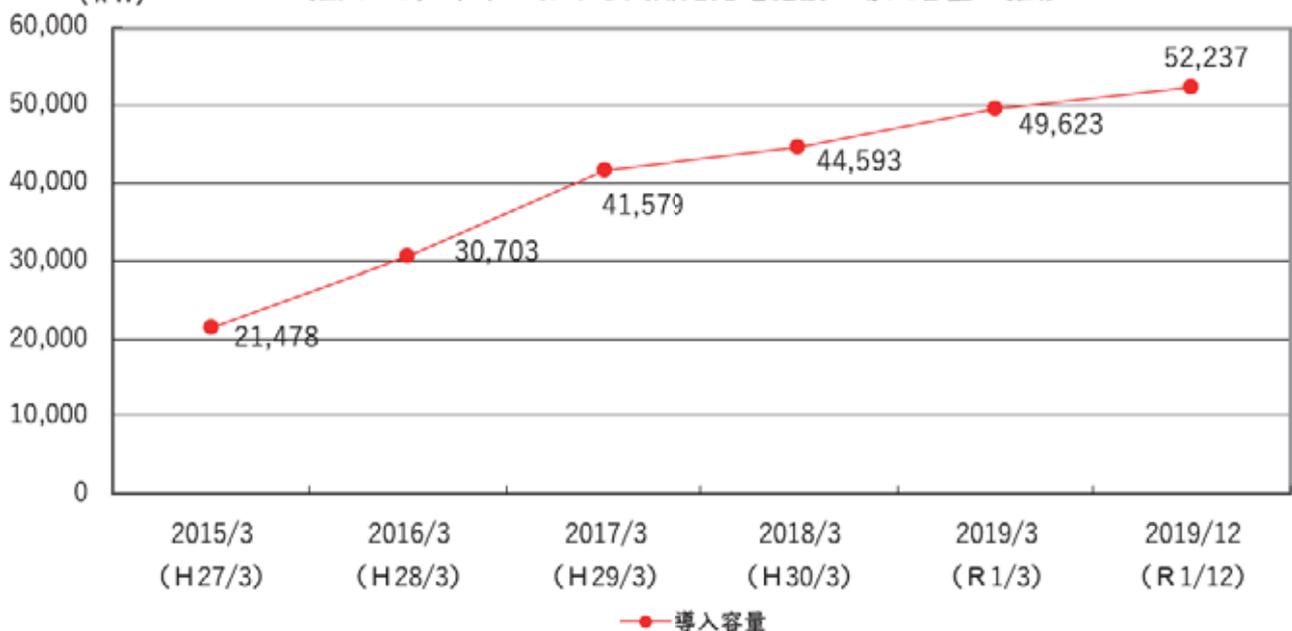
本市における再生可能エネルギーの導入状況について、太陽光発電施設の導入件数・導入容量は年々増加しており、2019（令和元）年度末で2,607件・52,237kWが導入されています。

なお、本市における再生可能エネルギーの導入は太陽光発電施設のみとなっています。

(件) (図 6-9) 本市における太陽光発電施設の導入件数の推移



(kW) (図 6-10) 本市における太陽光発電施設の導入容量の推移

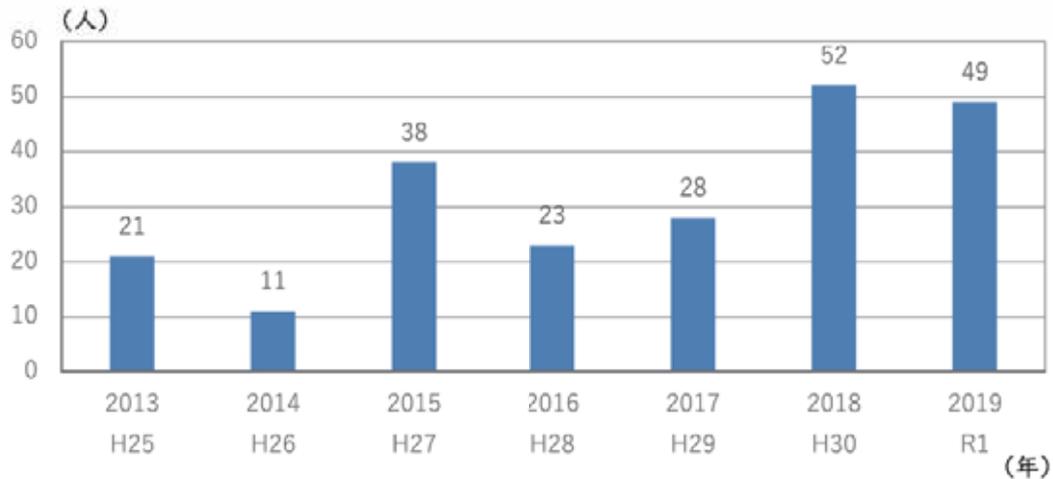


出典：資源エネルギー庁発表資料より作成

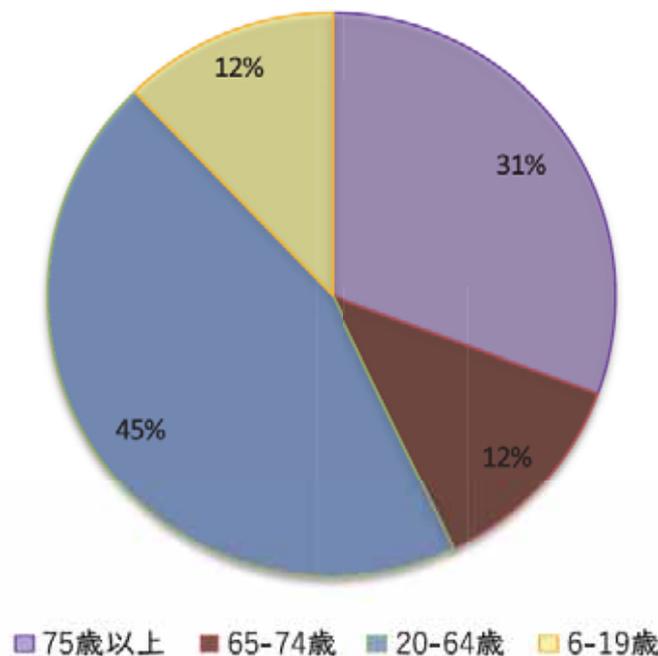
10) 本市における熱中症患者の搬送数の推移等

近年、真夏日や熱帯夜の増加等に伴い、全国同様市内でも熱中症による救急搬送が増えており、なかでも高齢者の搬送件数が多い割合を占めています。また、国内における熱中症による死亡者数も増加しています。

(図 6-11) 本市における熱中症患者の搬送数の推移等



年齢区別救急搬送の割合割合



11) 本市における水害被害（風水害・土砂災害）の状況

本市における水害被害（風水害・土砂災害）については、台風や大雨などの要因によってその発生件数は左右されるため、増減の傾向を把握することは難しいですが、大きな被害が出ています。

(表 6-4) 本市における水害被害（風水害・土砂災害）の状況

(単位:件)

年	人的被害	住家被害	浸水被害	公有財産・文化財被害	道路被害	河川被害	農業被害	林業被害	その他の被害	計	災害要因
2012	0	0	22	0	76	13	355	59	2	527	台風4・16・17号接近、大雨
2013	0	4	0	0	15	6	28	26	1	80	台風18・26号接近、大雨
2014	0	0	2	2	67	14	45	15	0	145	台風11・18・19号接近、大雨
2015	0	0	0	0	4	0	0	1	0	5	台風11・15・18号接近、大雨
2016	8	3	0	0	16	0	10	0	0	37	台風16号接近、大雨、大雪
2017	1	2	3	13	45	7	6	4	3	84	台風5・18・21号接近
2018	1	4	0	27	37	1	1	8	6	85	台風12・20・21・24号接近、大雨、大雪
2019	2	0	0	3	10	0	0	7	0	22	台風6・10・19号接近、大雨

※その他の被害は、道路に覆いかぶさる倒木等の処理件数



2017（平成29）年10月南崎町地内
出典：三重県鈴鹿建設事務所提供



2017（平成29）年11月安知本町地内

(2) 「低炭素」に関する現状と課題

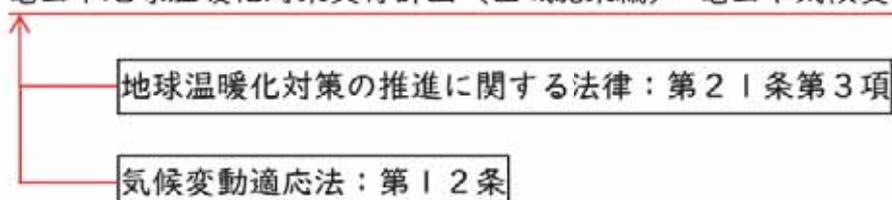
- ①国・三重県が、「2050（令和32）年までに、温室効果ガスの排出実質ゼロ」を目指すなか、本市においても脱炭素社会の実現を目指した基盤づくりを進めていく必要があります。
- ②本市においては、これまで、環境家計簿「エコライフチェック」や亀山市環境活動ポイント制度（オール亀山ポイント：AKP）などの取組により市民の省エネルギー行動等を促進するなど、地球温暖化防止対策に取り組んできましたが、前計画における二酸化炭素の排出量削減行動目標については、目標に達した項目はないことから、市民の省エネルギー行動などを促進するための普及啓発を今後も行っていく必要があります。
- ③本市においては、市域における二酸化炭素排出量の8割以上を製造業が占めており、こうした事業者の二酸化炭素排出量や再生可能エネルギーの導入状況の把握に努めるとともに、事業の低炭素化・脱炭素化に向けた周知・啓発等を継続的に行っていく必要があります。
- ④地球温暖化を緩やかにし、私たちが暮らしていける地球環境を守るためには、市民の省エネルギー行動などを促進するとともに、二酸化炭素の吸収源として期待される森林の適切な整備・管理を進め、温室効果ガス（二酸化炭素）をできるだけ早く減らす必要があります。
- ⑤森林は、樹木がその生長を通じた二酸化炭素の吸収や、製品としての木材利用により炭素を固定することで、大気中の二酸化炭素の削減に貢献しています。このため、森林の区分に応じた森林整備や森林管理を通して吸収源対策を推進する必要があります。
- ⑥公共部門においても、「亀山市役所地球温暖化防止対策実行計画」に基づく二酸化炭素削減の取組を進めており、今後予定されている新庁舎の設計・建築においては、都市機能・防災面に加え、環境への配慮及び再生可能エネルギーの活用等について積極的に検討する等、今後も行政が率先して二酸化炭素排出量の削減に取り組んでいく必要があります。
- ⑦本市における再生可能エネルギーの導入ポテンシャルは太陽光発電が多く、二酸化炭素の排出が少ない太陽光発電施設の導入は増加してきました。
こうした太陽光発電施設の導入は、二酸化炭素排出量の削減に寄与する一方、施設設置により地域住民を中心に環境、景観や防災に関する懸念が生じ、地域住民との関係が悪化する等、様々な問題が顕在化しています。また、年々、固定価格買取制度（FIT）の売電価格が低下するとともに卸電力取引市場の価格と連動した制度への移行が見込まれており、太陽光発電施設の導入は今後減少すると推測されます。こうした状況の中、今後は、家庭で発電した電気を自ら使用するといった太陽光発電施設+蓄電池の導入を促進する必要があります。
- ⑧近年、事業者が計画する風力発電事業を巡っては、環境影響評価に対する市長意見や市民団体の反対署名により、事業者は本市市域内には風車を配置しないこととなった

経緯がある中、太陽光発電施設や風力発電施設等の再生可能エネルギーについては、本市の有する豊かな自然環境を犠牲にしてもなお導入を進めるのではなく、地域住民との合意形成のもと、人の健康への配慮、自然環境や生活環境との調和を図りながら、その導入を促進していく必要があります。

- ⑨開発行為などによる森林等の減少、高齢化や担い手不足等による身近な里山や森林、農地の荒廃などにより、農地や森林が持つ、洪水・土砂崩壊・土壌流出を防止する機能や、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる水源かん養機能などが失われつつあります。里山や森林、農地などが持つこうした多面的機能を確保するため、農地や森林の保全等を促進する必要があります。
- ⑩気候変動に伴う、水質、降水、動植物の分布、産業・経済活動等への影響について、必要に応じて情報発信を行う等により、気候変動の影響への適応を促進していく必要があります。
- ⑪猛暑や大雨の発生数の増加など、身近なところで実際に感じられるようになった地球温暖化に伴う気候変動の影響に対して、熱中症対策の充実、排水対策等の都市インフラの強靱化などの対策を講じ、被害を回避または軽減する必要があります。
- ⑫有事の際に避難所となるような防災拠点や、新庁舎を始めとした市の主要な施設において再生可能エネルギー及び蓄電池を活用すること等により、非常時における住民の安全や行政機能の最低限の保持を図るとともに、環境への負荷の低減を図る必要があります。

(3) 位置付けと趣旨

亀山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）・亀山市気候変動適応計画



本章では、基本構想における基本施策『「低炭素」：脱炭素社会につながる高度な低炭素社会の構築』を達成するための取組方針と施策及び成果指標を記載しています。

また、本章「低炭素」、第1章、第2章、第5章、第7章及び第8章を併せて、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項の規定に定める事項を準用した、本市の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策を定めた計画「亀山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び気候変動適応法第12条の規定に基づく、本市の自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るための計画「亀山市気候変動適応計画」として位置付けます。

「亀山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」

・「亀山市気候変動適応計画」策定の趣旨

これまでの計画の進捗状況や課題等を踏まえ、地球温暖化対策に関する取組を見直すとともに、国際環境・社会情勢の変化や国・三重県の環境政策の変化に対応するため、「亀山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定します。また、猛暑や大雨の発生数の増加など、身近なところで実際に感じられるようになった地球温暖化に伴う気候変動の影響に適応するため「亀山市気候変動適応計画」を策定します。

また、策定に当たっては、三重県において2021（令和3）年3月に策定された「三重県地球温暖化対策総合計画」の最終案における「三重県がめざす姿：県民一人ひとりが脱炭素に向けて行動する持続可能な社会」、温室効果ガスの削減目標である「2013（平成25）年度比30%削減」及び「削減に向けた取組」並びに「気候変動の影響と適応策」の内容を参照しています。

(4) 対象とする区域

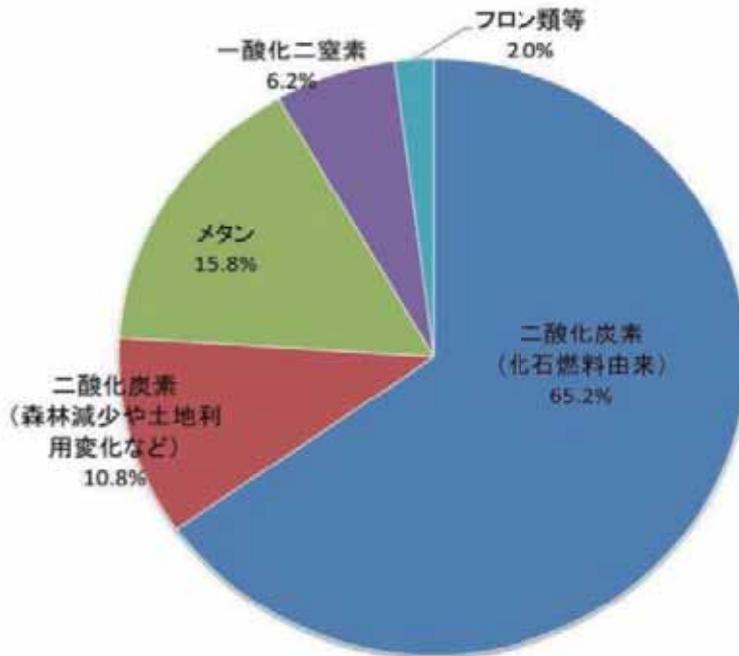
対象とする区域は、亀山市全域とします。

(5) 対象とする温室効果ガス

区域内における温室効果ガス排出量の大部分を占める二酸化炭素を対象とします。

人間活動によって増加した主な温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスがあります。人為起源の温室効果ガスの総排出量に占める割合の最も大きい二酸化炭素は地球温暖化に及ぼす影響がもっとも大きな温室効果ガスです。

(図 6-12) 人為起源の温室効果ガスの総排出量に占めるガスの種類別の割合



人為起源の温室効果ガスの総排出量に占めるガスの種類別の割合
(2010年の二酸化炭素換算量での数値：IPCC第5次評価報告書より作図)

出典：「気象庁ホームページ」

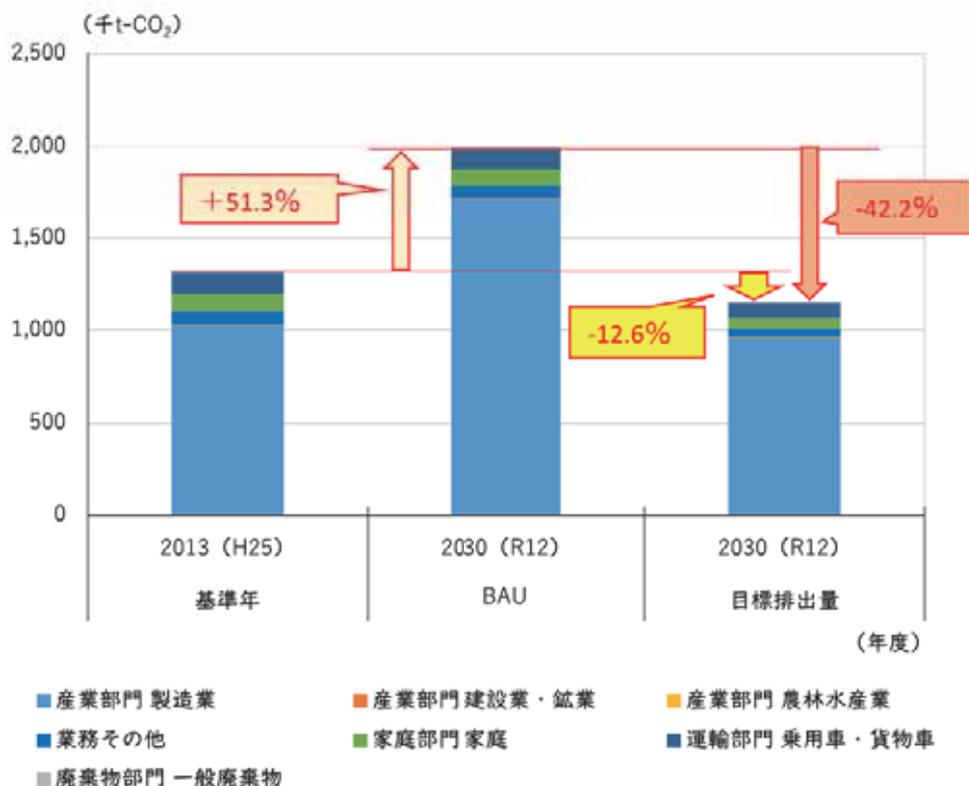
(6) 基準年度

パリ協定の趣旨を踏まえ、2013（平成25）年度とします。

(7) 温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の将来推計及び削減目標

基準年度（2013（平成25）年度）における温室効果ガス（二酸化炭素）排出量に対し、現状趨勢（すうせい）ケース（BAU）では、2030年度には51.3%の増加が想定されます。国の地球温暖化対策計画の部門・分野別の基準年度比削減目標を踏まえて設定した削減目標（12.6%削減）を達成するためには、BAU比で42.2%の削減を行う必要があります。

(図 6-13) 二酸化炭素 (CO₂) 排出量削減目標 (2030 (令和12) 年度)



(表 6-5) 二酸化炭素 (CO₂) 排出量削減目標 (2030 (令和12) 年度)

(単位:千t-CO₂)

区分		基準年	BAU	目標排出量	削減率
		西暦	2030	2030	2030
		和暦	H25	R12	R12
産業部門	製造業	1,026	1,716	959	-6.5%
	建設業・鉱業	4	4	4	-6.5%
	農林水産業	1	2	1	-6.5%
業務その他	—	75	67	45	-39.8%
家庭部門	家庭	95	91	57	-39.3%
運輸部門	乗用車・貨物車	115	114	83	-27.6%
廃棄物部門	一般廃棄物	6	6	6	-6.5%
合計		1,322	2,000	1,156	-12.6%

2 取組方針と施策

「減らす」

温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量を減らす。

施策の方向

- 1) 省エネルギー・省資源行動に関する周知・啓発活動等の実施
- 2) 省エネルギー・省資源行動の促進
- 3) 二酸化炭素の吸収源の保全及び強化
- 4) 低炭素なまちづくりと暮らしの推進
- 5) 公共部門における二酸化炭素排出量削減の取組の推進

施策

- 1) 省エネルギー・省資源行動に関する周知・啓発活動等の実施
・広報かめやま、ホームページ等に省エネルギー・省資源行動に関する情報を掲載するとともに、各種イベント等において周知・啓発を行います。
- 2) 省エネルギー・省資源行動の促進
・3R（ごみの発生・排出を抑制する（Reduce）・使えるものは繰り返し使う（Reuse）・資源として有効利用する（Recycle））活動の促進を図ります。
・省エネルギー家電（LED照明含む）、環境性能に優れた自動車、省エネルギー性能の高い住宅・建築物及びグリーン購入の普及促進を図ります。
・パークアンドライドに関する普及啓発及びパークアンドライドに必要な情報の提供により、公共交通機関の利用を促進します。
・徒歩や自転車利用による移動に関する啓発を行い、近距離移動における徒歩・自転車移動の促進を図ります。
・みどりのカーテンなどの効果的な日よけの普及促進等により、節電に寄与するととも

に、節電意識の向上を図ります。また、節電意識の向上を図るために有効な取組について調査研究するとともに、その実施に向けた取組を進めます。

3) 二酸化炭素の吸収源の保全及び強化

- ・二酸化炭素の吸収源として期待される森林については、環境林（非経済林・保全林）（※1）や生産林（経済林・利用林）（※2）といった、森林の区分に応じた森林整備や森林管理を推進します。環境林（非経済林・保全林）においては、災害に強い森林づくりや針広混交林への誘導など、多様な森林づくりを進めます。生産林（経済林・利用林）においては、森林資源の適正な育成と公益的機能の維持増進を図るための森林管理を行います。
- ・林業の成長産業化の実現と森林資源の適正な管理の両立を図るため、2018（平成30）年度に国が構築した、手入れの行き届いていない森林を、市が仲介役となり森林所有者と担い手をつなぐ「森林経営管理制度」の更なる充実と展開を図ります。
- ・2011（平成23）年2月に策定した亀山市公共建築物等木材利用方針に基づき、木材の持つ二酸化炭素を吸収し、大気中に排出しない「炭素を固定」する性質を活かし、亀山市産材を利用した公共建築物の木造化、木質化を推進します。

4) 低炭素なまちづくりと暮らしの推進

- ・都市機能や居住の適切な誘導を行うとともに、道路や公共交通などを活用しながら快適な暮らしを支える、ネットワークを活用したコンパクトな都市づくりを推進することにより、脱炭素社会につながる高度な低炭素都市の実現を目指します。
- ・防犯灯や道路照明のLED化など、まちの暮らしの中での省エネルギー化を促進します。

5) 公共部門における二酸化炭素排出量削減の取組の推進

- ・「亀山市役所地球温暖化防止対策実行計画」に基づき、公共部門における二酸化炭素排出量の削減に取り組みます。
- ・市が実施するイベント等において、徒歩・自転車利用、パークアンドライド等を促進します。
- ・行政サービスの提供や防災など行政の中心拠点となる新庁舎の設計・建設については、都市機能・防災面に加え、環境への配慮及び再生可能エネルギーの活用も含めた多面的な検討を行います。
- ・再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化など、環境に配慮した公共施設の建設・設備更新を進めます。

※1「環境林（非経済林・保全林）」森林の有する公益的機能の高度発揮を目指す森林

※2「生産林（経済林・利用林）」木材生産機能の発揮を重視する森林

「活用する」

再生可能エネルギーを活用する。

施策の方向

- 1) 再生可能エネルギーに関する周知・啓発活動等の実施
- 2) 適正導入による再生可能エネルギーの普及促進
- 3) 公共部門における再生可能エネルギー等の導入

施策

- 1) 再生可能エネルギーに関する周知・啓発活動等の実施
 - ・広報かめやま、ホームページ等に再生可能エネルギーに関する情報を掲載するとともに、各種イベント等において周知・啓発を行います。
 - ・再生可能エネルギーの不安定な発電出力を補完し、効率的な電力利用が可能な蓄電池の導入に関する周知・啓発を行い、再生可能エネルギーの導入促進につなげます。
- 2) 適正導入による再生可能エネルギーの普及促進
 - ・本市の豊かな自然環境と調和し、地域住民への十分な説明や健康への影響の評価等が図られた再生可能エネルギーの普及を促進するため、「再生可能エネルギーの適正導入を図るための制度」の導入について検討を行います。
 - ・市域における二酸化炭素排出量の8割以上を占める製造業のうち第一種及び第二種エネルギー指定工場における二酸化炭素排出量や再生可能エネルギーの導入状況等の把握に努めるとともに、低炭素・脱炭素な事業活動の必要性等を継続的に周知・啓発し、一層の再生可能エネルギーの普及、省エネルギー・省資源行動への意識醸成を図ります。
 - ・再生可能エネルギーの普及促進による二酸化炭素排出量の削減に加え、大規模災害時における電力確保の観点から、効率的な再生可能エネルギー等の活用のあり方について調査研究し、脱炭素社会につながる低炭素で安全・安心なまちづくりに向けた取組について検討を行います。
- 3) 公共部門における再生可能エネルギー等の導入
 - ・公共施設の大規模な改修や新設を行う場合は、再生可能エネルギー等の積極的な導入

を図ります。

- ・ 公共施設での再生可能エネルギーの活用割合を増やすことによる環境負荷の低減や、防災拠点・避難所等における太陽光発電施設・蓄電池等の整備について調査研究・検討を進めます。

「適応する」

気候変動の影響に適応する。

施策の方向

- 1) 気候変動の影響への適応
- 2) 自然災害の軽減・回避
- 3) 健康被害の予防

施策

- 1) 気候変動の影響への適応
 - ・気候変動の影響が予想される農業等の分野において、農業者に高温耐性品種等に関する情報提供を行い、気候変動の影響への適応を促進します。
 - ・気温の上昇を一因とする河川等の水温の上昇、降水特性の変化による河川水質の変化や河川流況の変化、気候変動の影響による植生や野生生物の分布の変化、産業・経済活動等への影響に関する情報等について、必要に応じて情報発信を行う等により、各分野における気候変動の影響に対する適応を促進します。
 - ・現在、気候が非常事態にあるという危機感を「共有」とするとともに、気候変動の影響に対し、市民、事業者、行政が一体となって「行動」していくための「気候非常事態宣言」について検討を進めます。
- 2) 自然災害の軽減・回避
 - ・「亀山市国土強靱化地域計画」「亀山市地域防災計画」に基づき、防災都市づくり、公共施設の安全確保・整備、地盤災害予防など、地震、風水害等に対する総合的な防災体制の確立を図ります。
 - ・様々な災害時に必要な都市機能を維持することができるよう、公共施設や道路等を含めた都市インフラの強靱化を推進します。
 - ・農地や森林が持つ、洪水・土砂崩壊・土壌流出を防止する機能や、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる水源かん養機能などを確保するため、農地や森林の保全等を促進します。

3) 健康被害の予防

- ・暑熱による健康被害を未然に防止するため、熱中症予防に関する市民への情報提供を積極的に行うとともに、熱中症への対応方法等の周知を行います。
- ・感染症を媒介する動物の分布域の拡大の状況に応じた感染症対策等について、必要に応じて市民への情報提供・注意喚起を行います。

3 成果指標

基本施策である『「低炭素」：脱炭素社会につながる高度な低炭素社会の構築』の達成に向け、次の成果指標を設定し、取組を推進していきます。

なお、基本施策の達成に向けた取組を通して、関係するSDGsのゴールの達成に貢献していきます。

「低炭素」：脱炭素社会につながる高度な低炭素社会の構築

指標① 市域における二酸化炭素排出量

基準値：2013（平成25）年度 1,322千t-CO₂

現状値：2017（平成29）年度 1,671千t-CO₂

目標値：2030（令和12）年度 1,156千t-CO₂

指標② 再生可能エネルギー発電施設の導入件数

現状値：2019（令和元）年度 2,662件

目標値：2025（令和7）年度 3,100件

目標値：2030（令和12）年度 3,500件

再生可能エネルギー：太陽光・風力・地熱・水力・バイオマスなどによる発電施設



ワークショップや関係団体等へのヒアリングでいただいた主な意見

- ・熱中症や感染症予防のため、まちに風の通り道を確保したり、蚊の発生場所を減らす取組を推進する。
- ・小中学校での環境教育の充実やイベント開催により、温暖化に対する理解を促進する。
- ・雨水利用の促進など災害に強い生活スタイルを推進する。
- ・森林の適切な管理を実施する。森林管理の担い手を育成する。
- ・蓄電池化も必要だろう。

